

## 未熟児養育医療・自立支援医療（育成医療）の申請先が変わります。

◎平成25年4月1日から、申請先が県保健所から市町村に変更となります。  
（奈良市を除く（すでに奈良市保健所が申請先となっているため））

※それぞれの申請窓口は、各市町村により異なる場合もありますので、申請が必要となった場合には、あらかじめお電話等で担当部署を確認してください。

◎平成25年3月末までに県保健所に申請・認定をされ、4月以降も継続して医療を受ける場合（意見書の治療見込期間が4月以降までであるもの）

※同意書の提出をされた場合は、今回に限り市町村への手続は不要です。

※今回市町村から送られてきた医療券の期限を過ぎて治療が必要となった場合には、申請が必要となります。

（養育医療は、1歳の誕生日の前日まで）

平成25年 3月31日まで・・・今お持ちの保健所長発行の医療券を使用  
できます。

平成25年 4月 1日から認定期限まで

・・・該当市町村長発行の医療券が4月中に  
発行され市町村から送付されます。

